

(会 費)

- 第 2 条 ① 会員は年間下記の会費を納入する、納入は分納も妨げないが、遅滞の無きようまた会計係の集金方法に協力留意すること、また一般会員会費は大会等の参加費に含め徴収する事がある。
- 1、正会員会費……………¥3,000 (年間)
  - 2、一般会員会費……………¥1,000 (年間)
- ② 通常の会費の他、特別の臨時出費を要する場合、特別会費を徴収する場合がある、この徴収が会員全員に関わる場合は理事会の議決を要する。
- ③ 各イベント・研修会等の参加費、認定費用・各個人希望による物品の購入費等々の個人に関わる費用は、前項の適用を受けない。

(入会及び退会)

- 第 4 条 ① 協会へ入会を希望する者は、既会員1名以上の推薦により、理事会の承認の上入会申込書に必要事項を記入、下記入会金を納入することにより入会を許可される。
- 1、正会員入会金……………¥1,000
  - 2、一般会員入会金……………なし
- ② 協会を退会しようとする者は、事務局に申し出その時点まで会費未納の場合は当該年度分までの会費を納入することが必要である、会計年度は1月1日と定める。
- ③ 退会者に対する既納の会費は返却しない、但し正当な理由を有し理事会の同意を得た場合はその限りでない。

(遵守義務)

- 第 5 条 ① 会員はこの会則を守り、協会の決議事項に従い、互いに協力し誠意を以って協会の発展に努めなければならない。
- ② 会則の遵守義務は特別会員等如何なる立場の者でもその例外は認められない。